

企画競争公告

次のとおり企画競争に付します。

令和3年6月17日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
本部管理本部 さいたま管理部長 櫻井達也
(押印省略)

1 競争に付する事項

- (1) 件 名 スマート農業総合推進対策事業のうち農林水産データ管理・活用基盤強化事業の運営・進行管理支援業務
- (2) 仕 様 等 詳細は応募要領による
- (3) 履 行 期 間 契約締結日～令和4年3月31日

2. 競争参加資格

応募するためには、委託業務の内容を適切に実施する能力を有する機関（国、地方公共団体、国立研究開発法人、独立行政法人、大学、財団法人、社団法人、民間企業等の法人格を有する機関に限ります。）で、次の①～⑧の全てを満たしていることが必要です。

なお、提案の際には、会社案内、定款、寄付行為、決算報告書等、資格を判断できる書類を添付してください。

- ① 契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第8条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- ② 実施規則第9条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格における「役務の提供等（調査・研究）」の区分において資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと）。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者については、同等の資格を有する者とみなします。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記③の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 当該委託業務に関する業務の実績を有し、かつ、目標の達成及び計画の遂行に必要な体制、人員、設備等を有すること。

- ⑦ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- ⑧ 委託業務契約の締結に当たっては、農研機構が提示する委託業務契約書に合意すること。

3 企画競争手続き等

- (1) 契約条項を示す場所、応募要領の問い合わせ先

〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目40番地2

農研機構 農業機械研究部門 機械化連携推進部 機械化連携推進室

電話：048-654-7083 フax: 048-654-7145

メール：iam_openAPI@m1.affrc.go.jp

- (2) 応募要領の交付期間、場所及び方法

公告日から令和3年7月1日（木）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後5時まで上記3(1)の場所において交付又はメールによる送付を行う。

- (3) 提案書等の提出期間、場所及び方法

公告日から令和3年7月5日（月）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後5時まで、上記3(1)に持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）すること。

- (4) 説明会の日時及び場所

本件についての説明会は開催しないが、応募要領の交付時に必要に応じ説明を行う。

- (5) 契約相手方の決定方法

農研機構農業機械研究部門（以下「当所」という。）に設置する委託先選定委員会において提案書等を審査し、最も優秀な企画提案を行った一者を契約候補者とし、当所に設置する随意契約審査委員会の審査において承認された者を契約予定者とする。

4 応募手続き

- (1) 応募者

農研機構と委託業務契約を締結できる機関の長（応募書類には押印が必要です。）

- (2) 必要書類（※④～⑨は、国・地方公共団体は必要ありません。）

① 参加申込書（応募要領の別添1）

② 提案書（応募要領の別添2）

③ 実施項目と見積書（積算内訳）（応募要領の別添3）

④ 応募に関する補足資料（任意）

⑤ 応募受付通知用はがき（応募要領の別添4「チェックシート」参照）

⑥ 資格審査結果通知書（写）

⑦ 会社案内（パンフレット等）

⑧ 定款

⑨ 寄付行為

⑩ 決算報告書

⑪ その他資格を判断できる書類

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金

免除。

(3) 提案書等の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、虚偽の提案書等を提出した者、求められる義務を履行しなかった者、その他企画競争に関する条件に違反した者の提出した提案書等は無効とする。

なお、競争参加資格確認通知を受けた者であっても、審査の時において物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他開札の時において上記2③に掲げる資格のない者のした応募は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無。

(6) 詳細は応募要領による。

お知らせ

国立研究開発法人が行う契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、国立研究開発法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、農研機構との関係に係る情報を農研機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 農研機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 農研機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 農研機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び農研機構における最終職名
- ② 農研機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している農研機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び農研機構における最終職名等）

- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び農研機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）